

21 参考資料編

◆ 難病患者等対象疾病一覧 (令和2年4月1日現在)

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者が対象です。

※特定疾病（難病）医療費助成制度対象疾病と同一ではありません。

※下表は50音順になっています。

令和2年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧 (361 疾病)

※新たに対象となる疾病 (4 疾病)

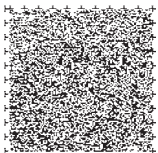
△表記が変更された疾病 (1 疾病)

○障害者総合支援法独自の対象疾病 (25 疾病)

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	IgA 腎症
4	IgG4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36 欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性睪炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTLV-1 関連脊髄症
33	ATR-X 症候群
34	ADH 分泌異常症

番号	疾病名
35	エーラス・ダンロス症候群
36	エプスタイン症候群
37	エプスタイン病
38	エマヌエル症候群
39	遠位型ミオパチー
40	円錐角膜 ○
41	黄色靭帯骨化症
42	黄斑ジストロフィー
43	大田原症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群
45	オスラー病
46	カーニー複合
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
48	潰瘍性大腸炎
49	下垂体前葉機能低下症
50	家族性地中海熱
51	家族性良性慢性天疱瘡
52	カナバン病
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
54	歌舞伎症候群
55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
56	カルニチン回路異常症
57	加齢黄斑変性 ○
58	肝型糖原病
59	間質性膀胱炎 (ハンナ型)
60	環状 20 番染色体症候群
61	関節リウマチ
62	完全大血管転位症
63	眼皮膚白皮症
64	偽性副甲状腺機能低下症
65	ギャロウェイ・モフト症候群

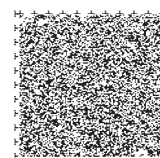
番号	疾病名
66	急性壊死性脳症 ○
67	急性網膜壊死 ○
68	球脊髄性筋萎縮症
69	急速進行性糸球体腎炎
70	強直性脊椎炎
71	巨細胞性動脈炎
72	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)
73	巨大動静脈奇形 (頸部顔面または四肢病変)
74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
75	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)
76	筋萎縮性側索硬化症
77	筋型糖原病
78	筋ジストロフィー
79	クッシング病
80	クリオピリン関連周期熱症候群
81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
82	クルーゾン症候群
83	グルコーストランスポーター1欠損症
84	グルタル酸血症 1 型
85	グルタル酸血症 2 型
86	クロウ・深瀬症候群
87	クローン病
88	クロンカイト・カナダ症候群
89	痙攣重積型 (二相性) 急性脳症
90	結節性硬化症
91	結節性多発動脈炎
92	血栓性血小板減少性紫斑病
93	限局性皮膚異形成
94	原発性局所多汗症 ○



番号	疾病名	
95	原発性硬化性胆管炎	
96	原発性高脂血症	
97	原発性側索硬化症	
98	原発性胆汁性胆管炎	
99	原発性免疫不全症候群	
100	顕微鏡の大腸炎	○
101	顕微鏡的多発血管炎	
102	高IgD症候群	
103	好酸球性消化管疾患	
104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	
105	好酸球性副鼻腔炎	
106	抗糸球体基底膜腎炎	
107	後縦靭帯骨化症	
108	甲状腺ホルモン不応症	
109	拘束型心筋症	
110	高チロシン血症 1 型	
111	高チロシン血症 2 型	
112	高チロシン血症 3 型	
113	後天性赤芽球癆	
114	広範脊柱管狭窄症	
115	膠様滴状角膜ジストロフィー	※
116	抗リン脂質抗体症候群	
117	コケイン症候群	
118	コステロ症候群	
119	骨形成不全症	
120	骨髓異形成症候群	○
121	骨髓線維症	
122	ゴナドトロピン分泌亢進症	
123	5p 欠失症候群	
124	コフィン・シリス症候群	
125	コフィン・ローリー症候群	
126	混合性結合組織病	
127	鰓耳腎症候群	
128	再生不良性貧血	
129	サイトメガロウイルス角膜炎	○
130	再発性多発軟骨炎	
131	左心低形成症候群	
132	サルコイドーシス	
133	三尖弁閉鎖症	
134	三頭酵素欠損症	
135	CFC 症候群	
136	シェーグレン症候群	
137	色素性乾皮症	
138	自己貪食空胞性ミオパチー	
139	自己免疫性肝炎	
140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	
141	自己免疫性溶血性貧血	
142	四肢形成不全	○

番号	疾病名	
143	シトステロール血症	
144	シトリン欠損症	
145	紫斑病性腎炎	
146	脂肪萎縮症	
147	若年性特発性関節炎	
148	若年性肺気腫	
149	シャルコー・マリー・トゥース病	
150	重症筋無力症	
151	修正大血管転位症	
152	ジュベール症候群関連疾患	
153	シュワルツ・ヤンペル症候群	
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	
155	神経細胞移動異常症	
156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
157	神経線維腫症	
158	神経フェリチン症	
159	神経有棘赤血球症	
160	進行性核上性麻痺	
161	進行性骨化性線維異形成症	
162	進行性多巣性白質脳症	
163	進行性白質脳症	
164	進行性ミオクロヌステんかん	
165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
167	スタージ・ウェーバー症候群	
168	スティーヴンス・ジョンソン症候群	
169	スミス・マギニス症候群	
170	スモン	
171	脆弱 X 症候群	
172	脆弱 X 症候群関連疾患	
173	成人スチル病	
174	成長ホルモン分泌亢進症	
175	脊髄空洞症	
176	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	
177	脊髄髄膜瘤	
178	脊髄性筋萎縮症	
179	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	
180	前眼部形成異常	
181	全身性エリテマトーデス	
182	全身性強皮症	△
183	先天異常症候群	
184	先天性横隔膜ヘルニア	
185	先天性核上性球麻痺	
186	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症	

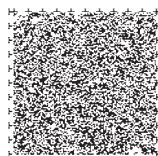
番号	疾病名	
187	先天性魚鱗癬	
188	先天性筋無力症候群	
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	
190	先天性三尖弁狭窄症	
191	先天性腎性尿崩症	
192	先天性赤血球形成異常性貧血	
193	先天性僧帽弁狭窄症	
194	先天性大脳白質形成不全症	
195	先天性肺静脈狭窄症	
196	先天性風疹症候群	○
197	先天性副腎低形成症	
198	先天性副腎皮質酵素欠損症	
199	先天性ミオパチー	
200	先天性無痛無汗症	
201	先天性葉酸吸収不全	
202	前頭側頭葉変性症	
203	早期ミオクロニー脳症	
204	総動脈幹遺残症	
205	総排泄腔遺残	
206	総排泄腔外反症	
207	ソトス症候群	
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	
209	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	
210	大脳皮質基底核変性症	
211	大理石骨病	
212	ダウン症候群	○
213	高安動脈炎	
214	多系統萎縮症	
215	タナトフォリック骨異形成症	
216	多発血管炎性肉芽腫症	
217	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎	
218	多発性軟骨性外骨腫症	○
219	多発性嚢胞腎	
220	多脾症候群	
221	タンジール病	
222	単心室症	
223	弾性線維性仮性黄色腫	
224	短腸症候群	○
225	胆道閉鎖症	
226	遅発性内リンパ水腫	
227	チャージ症候群	
228	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群	
229	中毒性表皮壊死症	
230	腸管神経節細胞減少症	
231	TSH 分泌亢進症	
232	TNF 受容体関連周期性症候群	
233	低ホスファターゼ症	



番号	疾病名	
234	天疱瘡	
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	
236	特発性拡張型心筋症	
237	特発性間質性肺炎	
238	特発性基底核石灰化症	
239	特発性血小板減少性紫斑病	
240	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	
241	特発性後天性全身性無汗症	
242	特発性大腿骨頭壊死症	
243	特発性多中心性キャスルマン病	※
244	特発性門脈圧亢進症	
245	特発性両側性感音難聴	
246	突発性難聴	○
247	ドラベ症候群	
248	中條・西村症候群	
249	那須・ハコラ病	
250	軟骨無形成症	
251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	
252	22q11.2 欠失症候群	
253	乳幼児肝巨大血管腫	
254	尿素サイクル異常症	
255	ヌーナン症候群	
256	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B 関連腎症	
257	脳髄黄色腫症	
258	脳表ヘモジデリン沈着症	
259	膿疱性乾癬	
260	嚢胞性線維症	
261	パーキンソン病	
262	バージャー病	
263	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	
264	肺動脈性肺高血圧症	
265	肺胞蛋白症（自己免疫性または先天性）	
266	肺胞低換気症候群	
267	ハッチンソン・ギルフォード症候群	※
268	バッド・キアリ症候群	
269	ハンチントン病	
270	汎発性特発性骨増殖症	○
271	PCDH19 関連症候群	
272	非ケトーシス型高グリシン血症	
273	肥厚性皮膚骨膜炎	
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
275	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	

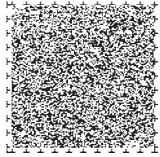
番号	疾病名	
276	肥大型心筋症	
277	左肺動脈右肺動脈起始症	
278	ビタミン D 依存性くる病／骨軟化症	
279	ビタミン D 抵抗性くる病／骨軟化症	
280	ビッカースタッフ脳幹脳炎	
281	非典型型溶血性尿毒症症候群	
282	非特異性多発性小腸潰瘍症	
283	皮膚筋炎／多発性筋炎	
284	びまん性汎細気管支炎	
285	肥満低換気症候群	○
286	表皮水疱症	
287	ヒルシュスプルング病（全結腸型または小腸型）	
288	VATER 症候群	
289	ファイファー症候群	
290	ファロー四徴症	
291	ファンコニ貧血	
292	封入体筋炎	
293	フェニルケトン尿症	
294	フォンタン術後症候群	※
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	
296	副甲状腺機能低下症	
297	副腎白質ジストロフィー	
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	
299	ブラウ症候群	
300	プラダー・ウィリ症候群	
301	プリオン病	
302	プロピオン酸血症	
303	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）	
304	閉塞性細気管支炎	
305	β-ケトチオラーゼ欠損症	
306	ベーチェット病	
307	ベスレムミオパチー	
308	ヘパリン起因性血小板減少症	○
309	ヘモクロマトーシス	○
310	ペリー症候群	
311	ペルーシド角膜辺縁変性症	○
312	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	
313	片側巨脳症	
314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	
315	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	
316	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
317	ポルフィリン症	
318	マリネスコ・シェーグレン症候群	

番号	疾病名	
319	マルファン症候群	
320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	
321	慢性血栓性肺高血圧症	
322	慢性再発性多発性骨髄炎	
323	慢性瞬炎	○
324	慢性特発性偽性腸閉塞症	
325	ミオクロニー欠神てんかん	
326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	
327	ミトコンドリア病	
328	無虹彩症	
329	無脾症候群	
330	無βリポタンパク血症	
331	メープルシロップ尿症	
332	メチルグルタコン酸尿症	
333	メチルマロン酸血症	
334	メビウス症候群	
335	メンケス病	
336	網膜色素変性症	
337	もやもや病	
338	モワット・ウイルソン症候群	
339	薬剤性過敏症候群	○
340	ヤング・シンプソン症候群	
341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
343	4p 欠失症候群	
344	ライソゾーム病	
345	ラスムッセン脳炎	
346	ランゲルハンス細胞組織球症	○
347	ランドウ・クレファナー症候群	
348	リジン尿性蛋白不耐症	
349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
350	両大血管右室起始症	
351	リンパ管腫症／ゴーハム病	
352	リンパ脈管筋腫症	
353	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	
354	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
355	レーベル遺伝性視神経症	
356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
358	レット症候群	
359	レノックス・ガストー症候群	
360	ロスマンド・トムソン症候群	
361	肋骨異常を伴う先天性側弯症	

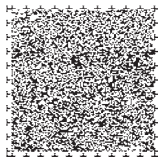


身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

 しょうがいしゃしょうがいでいどうきゆうひょう
 しょうがいしゃふくしほうしこうきそくべつひょうだい

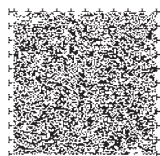


級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚障害	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級のものを除く。) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2級に該当するものを除く。) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
聴覚または平衡機能の障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能障害		平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害			音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害			
肢	1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
上肢							
不							
肢							
自							
由							



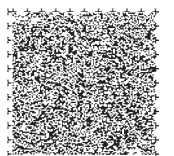
参考資料編

級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
肢 体 不 自 由	上 肢				5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6. おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害 7. おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8. おや指またはひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	6. おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの
	下 肢	1. 両下肢の機能を全廃したものの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したものの	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上または健側の長さの10分の1以上短いもの	1. 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上または健側の長さの15分の1以上短いもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの
	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1. 体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能の著しい障害	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

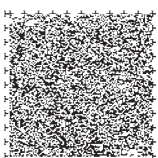


級別	1級	2級	3級	4級	
心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小腸機能障害		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 備考 1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5. 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6. 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

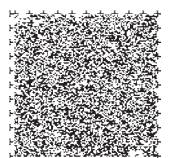


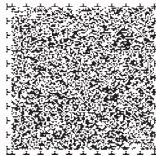
	項目	1度(最重度)	2度(重 度)	3度(中 度)	4度(軽 度)
知的測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査または乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字、数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる	テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる
職業能力	作業能力または職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	助言等があれば、単純作業が可能	単純作業は可能であるが、時に助言等が必要
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能性について右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話(意思疎通)が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態または合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能



◆精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準表

	1級	2級	3級
障害等級	(精神障害者であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	(精神障害者であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの)	(精神障害者であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)
精神疾患(機能障害)の状態	<ol style="list-style-type: none"> 1. 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態または高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態または病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作または知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6. 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7. 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態または病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの 2. 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態または病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作または知能障害その他の精神神経症状があるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6. 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7. 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態または病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態または病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、発作または知能障害その他の精神神経症状があるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6. 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7. 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの
能力障害(活動制限)の状態	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3. 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4. 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6. 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7. 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。(上記1～8のうちいくつかに該当するもの) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3. 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4. 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6. 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7. 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。(上記1～8のうちいくつかに該当するもの) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3. 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。 4. 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6. 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7. 社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)





しよとくせいげんげんどがくきじゆんひよう
◆所得制限限度額基準表 (令和3年1月末現在)

れいわ ねん がつまつげんざい

● **障害者福祉手当等**

制 度	所 得 者 扶 養 者 数	手 当 月 額 (円)	本人の所得限度額 (千円)					配偶者または扶養義務者の所得限度額 (千円)					確 認 年 度 の 切 替 時 期		
			0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	0 人	1 人	2 人	3 人		4 人	5 人
			特別障害者手当等 [国] (36 ページ)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	6,287	6,536	6,749		6,962	7,175
●特別障害者手当 ●障害児福祉手当 ●経過的福祉手当	27,350 14,800 14,800														
障害者福祉手当 [区] (34 ページ)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388	8/1		
●身体障害者手帳 1～2 級 ●愛の手帳 1～3 度 ●精神障害者保健福祉手帳 1 級 ●指定難病受給者証 [㊦] 所持	15,500														
●身体障害者手帳 3 級 ●愛の手帳 4 度	10,500														
重度心身障害者手当 [都] (35 ページ)	60,000	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	11/1	
難聴者補聴器購入費助成 (84 ページ)	—	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388	8/1	
自動車改造費助成 (100 ページ)	—	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388	8/1	
●心身障害者医療費助成 (46 ページ)	—	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	9/1	

※特別障害者手当等は、所得限度額以上の時は、支給停止。それ以外の手当等については、所得限度額を超えた場合は資格喪失、資格喪失された方の年間所得が、所得限度額内になったときは、改めて申請する必要があります。

※ [扶養親族等の中に、特定扶養親族がいるときは、一定額を所得限度額に加算できる] 等の取り扱いがあります。また、総所得金額等から各種の控除が認められています。詳しくはお問い合わせください。

※何年度の所得を確認するかは制度により異なります。1月1日以降に千代田区内に転入された方は、1月1日時点での住所登録地で所得を証明する書類を取り、提出していただく必要があります。

※障害者本人及び扶養義務者等が住民税未申告の場合、所得判定ができず、手当等の支給審査ができません。詳しくは各制度の担当へお問い合わせください。

●子育て世帯への手当等

制 度	所得者 扶養者数	手当月額 (円)	本人の所得限度額 (千円)						配偶者または扶養義務者の所得限度額 (千円)					確認年 度の切 替時期	
			0人	1人	2人	3人	4人	5人	0人	1人	2人	3人	4人		5人
特別児童扶養手当 (41 ページ)		重度 52,500 中度 34,970	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,496	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388	8/1
児童扶養手当 ^{※1} (43 ページ)		全部支給 43,160 一部支給 10,180 ~ 43,150 (第1子の場合)	490	870	1,250	1,630	2,010	2,390	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260	11/1
児童育成手当 (障害手当) (41 ページ)		15,500													6/1
児童育成手当 (育成手当) (42 ページ)		13,500	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504							6/1
ひとり親家庭等医療費助成 ^{※1} (親医療証) (53 ページ)		—	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260	1/1

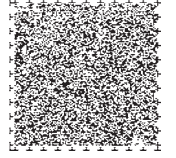
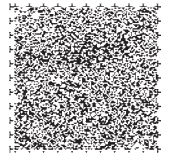
※1 所得額は母またはその児童が養育費を受け取っている場合は、その8割を含めて判定します。

※所得限度額以上になったときは支給停止になります。ただし、総所得金額等からの各種の控除が認められています。詳しくはお問い合わせください。

●年金所得制限基準額

初診日が20歳前による障害基礎年金・特別障害給付金

制 度	扶養者数	本人の所得限度額 (千円)				
		0人	1人	2人	3人	4人
障害基礎年金 (40 ページ)	一部支給停止	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124
特別障害給付金 (40 ページ)	全部支給停止	4,621	5,001	5,381	5,761	6,141

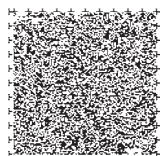


なんびょういりょうひじょせいたいしょうしつぺいいちらん しつぺい
◆ 難病医療費助成対象疾病一覧 (333 疾病)

番号	疾病名
1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性ニューロパチー
15	封入体筋炎
16	クロー・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1 関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己貪食空胞性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンペル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬（汎発型）
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	バージャー病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人スチル病
55	再発性多発軟骨炎
56	ペーチェット病

番号	疾病名
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	特発性血小板減少性紫斑病
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA 腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靱帯骨化症
69	後縦靱帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症
71	特発性大腿骨頭壊死症
72	下垂体性 ADH 分泌異常症
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞減少症
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
103	CFC 症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	若年性特発性関節炎
108	TNF 受容体関連周期性症候群
109	非典型性溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群

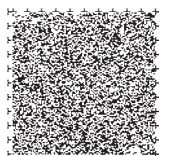
番号	疾病名
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	神経フェリチン症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー症候群
127	前頭側頭葉変性症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状 20 番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎
152	PCDH19 関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症



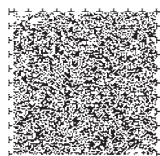
番号	疾病名
165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER 症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベール症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR - X 症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ピクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスマンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	プラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンブソン症候群
197	1p36 欠失症候群
198	4p 欠失症候群
199	5p 欠失症候群
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2 欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱 X 症候群関連疾患
206	脆弱 X 症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モワト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎

番号	疾病名
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎 (ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症 (自己免疫性または先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症 1 型
242	高チロシン血症 2 型
243	高チロシン血症 3 型
244	メープルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター 1 欠損症
249	グルタル酸血症 1 型
250	グルタル酸血症 2 型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイロミクロン血症
263	脳腱黄色腫症
264	無 β リポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高 IgD 症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)

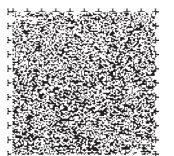
番号	疾病名
279	巨大静脈奇形 (頸部口咽頭びまん性病変)
280	巨大動静脈奇形 (頸部顔面または四肢病変)
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球癆
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285	ファンconi貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クローンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスプルング病 (全結腸型または小腸型)
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性膀胱炎
299	嚢胞性線維症
300	IgG4 関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌステんかん
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアプテリン還元酵素欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β -ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血柱症 (遺伝性血柱性素因によるものに限る)
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャッスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群



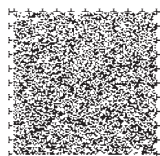
種目	品目	基準額(円)	耐用年数	対象者	性能
介護・訓練支援用具	特殊寝台	162,800	8年	1) 下肢または体幹1～2級、学齢児以上 2) 難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マット	19,600	5年	1) 下肢または体幹1～2級、3歳～18歳未満 2) 下肢または体幹1級、18歳以上 3) 愛の手帳1～2度、3歳以上 4) 難病患者等	じょくそう防止または失禁による汚染もしくは損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等を加工したもの
	特殊尿器	154,500	5年	1) 下肢または体幹1級、学齢児以上 2) 難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用しうるもの
	入浴担架	洋式 82,400 和式 133,900	5年	下肢または体幹1～2級、3歳以上	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	15,000	5年	1) 下肢または体幹1～2級、学齢児以上 2) 難病患者等	介護者が、障害者の体位を変換させるのに容易に使用しうるもの
	移動用リフト	257,500	4年	1) 下肢または体幹1～2級、3歳以上 2) 難病患者等	障害者(児)を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改善を伴うものを除く)
	訓練いす	33,100	5年	下肢または体幹1～2級、3歳～18歳未満	原則として付属のテーブルを付けるものとする
	訓練用ベッド	159,200	8年	難病患者等で下肢または体幹機能障害	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	8年	1) 下肢または体幹機能障害、3歳以上 2) 難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)または介護者が容易に使用し得るもの
	浴槽(湯沸器含む)	浴槽 58,300 湯沸器 104,900 両方 141,200	8年	下肢または体幹1～2級、学齢児以上	浴槽は実用水量150リットル以上のもの 湯沸器は、25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの
	便器	16,500	8年	1) 下肢または体幹1～2級、学齢児以上 2) 難病患者等	手摺のついた腰掛け式のもの
	特殊便器	151,200	8年	1) 愛の手帳1～2度、学齢児以上 2) 上肢1～2級、学齢児以上 3) 難病患者等	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く
	頭部保護帽	12,160	3年	1) 愛の手帳1～2度 2) 肢体不自由1～6級	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの



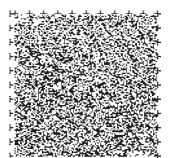
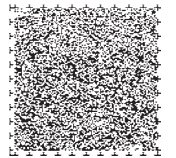
種目	品目	基準額(円)	耐用年数	対象者	性能
自立生活支援用具	歩行補助杖 (1本杖)	十分な強度を有する木材を主体とし、外装にニス塗装を有するもの 2,200 軽金属を主体とし、外装塗装を施していないもの 3,000	3年	1) 肢体不自由1～6級 2) 難病患者等	夜光材付とした場合は410円(全面夜光材付とした場合は1,200円)増しとすること 価格は1本あたりのものであること 外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること
	身体障害者用 踏込三輪自転車	168,000	7年	肢体不自由1～6級、学 齢児以上	支給に当たっては、当該自転車を試用し、判定会にかけその適否について判断する
	移動・移乗 支援用具	60,000	8年	1) 平行機能または下肢もしくは体幹機能障害1～6級、3歳以上 2) 難病患者等	転倒予防、立上がり動作補助、移乗動作補助、段差解消などの性能を有する手摺、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの
	火災警報器	31,000	8年	1) 身体障害1～2級・障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 2) 愛の手帳1～2度・障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
	自 動 消 火 装 置	28,700	8年	1) 身体障害1～2級・障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 2) 愛の手帳1～2度・障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 3) 難病患者等・障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の温度上昇または炎の接触で自動的に、消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの
	電磁調理器	41,000	6年	1) 視覚1～2級、18歳以上・障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 2) 上肢1～2級、18歳以上・障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 3) 下肢もしくは体幹1級、18歳以上・障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 4) 愛の手帳1～2度、18歳以上・障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	障害者が容易に使用し得るもの
	ガ ス 安 全 シ ス テ ム	42,200	8年	1) 臭覚機能そう失・18歳以上・障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 2) 下肢もしくは体幹1級、18歳以上・障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの
	音 響 案 内 装 置	1級 51,000 2級 7,000	10年	視覚2級以上、学齢児以上・障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	携帯型の送信機により、メロディーまたはチャイムが流れるもの 送信機は「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと
	屋 内 信 号 装 置	87,400	10年	聴覚2級、18歳以上・障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの



種目	品目	基準額(円)	耐用年数	対象者	性能
自立生活支援用具	環境制御装置	350,000	10年	両上肢1級かつ両下肢1級または体幹1級	赤外線リモコン等を手元のスイッチなどで操作できるもの。基準額は、スイッチなどの入力装置を含む
		付属品 35,000	4年		上記本体との同時支給はない。消耗品として上記環境制御装置に使用できるものとする
	ルームクーラー	172,100	6年	身体障害1～6級、体温調節機能そう失者、18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの
	フラッシュベ	12,400	10年	聴覚または音声言語1～3級、学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの
在宅療養等支援用具	透析液加温器	72,100	5年	身体障害1～6級、人工透析が必要な者、3歳以上	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加湿器で透析液6本を同時に、適温に加湿し保温できるもの
	ネブライザー(吸入器)	36,000	5年	1) 呼吸器1～3級または同程度の障害があり必要と認められる人、学齢児以上 2) 難病患者等	障害者(児)が容易に使用し得るもの 呼吸機能3級以上でない者については、診断書が必要
	電気式たん吸引器	56,400	5年	1) 呼吸器1～3級または同程度の障害があり必要と認められる人、学齢児以上 2) 難病患者等	障害者(児)が容易に使用し得るもの 呼吸機能3級以上でない者については、診断書が必要
	酸素ボンベ運搬車	17,000	10年	呼吸器1～3級、18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの
	酸素吸入装置	46,400	10年	呼吸器1～3級、18歳以上	酸素ボンベ、スタンド、吸入マスクを一体とするもの
	パルスオキシメーター	157,000	5年	1) 身体障害1～6級、在宅酸素療法を行っている者(児) 2) 難病患者等で、在宅酸素療法を行っている者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用できるもの
	空気清浄機	33,800	6年	呼吸器1～3級、18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの
	音声式体温計	9,000	5年	視覚1～2級、学齢児以上・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	盲人用計	18,000	5年	視覚1～2級、18歳以上・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得るもの
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	285,000	5年	1) 音声言語1～4級、学齢児以上	携帯式で言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの
				2) 愛の手帳1～4度、学齢児以上 3) 高次脳機能障害者	ピクトグラムやタッチパネルを使用し、知的障害者等のコミュニケーションを促進し、日常生活や就労・就学を助ける物、PC用ソフトも含む(ただし、PC本体は除く) 実際に試用し、使える若しくは使える見込みが確認できた者 日常生活用具判定会に諮る
	点字ディスプレイ	383,500	6年	視覚・聴覚重複(視覚・聴覚各2級以上)、18歳以上	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの
	点字器	標準型A 10,400	7年	視覚1～6級、学齢児以上	32マス18行両面書・真鍮製 価格は点筆を含むものであること
標準型B 6,600		32マス18行両面書・プラスチック製 価格は点筆を含むものであること			

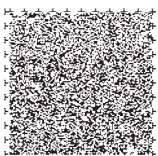


種目	品目	基準額(円)	耐用年数	対象者	性能
情報・意思疎通支援用具	点字器	携帯用A 7,200	5年	視覚1～6級、学齡児以上	32マス4行片面書・アルミニウム製 価格は点筆を含むものであること
		携帯用B 1,650			32マス12行片面書・プラスチック製 価格は点筆を含むものであること
	点字タイプライター	63,100	5年	視覚1～2級、学齡児以上、就労・就学しているか見込まれる者	容易に操作できるもの
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年	視覚1～2級、学齡児以上	①音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るものまたは ②音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	6年	視覚1～2級、学齡児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用拡大読書器	198,000	8年	視覚1～6級、学齡児以上	画像入力装置を読みたいもの(印刷物)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写し出せるもの
	時計	触読式 10,300 音声式 13,300	10年	1) 視覚1～2級、18歳以上 2) 愛の手帳1～4度、学齡児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用通信装置	20,000	5年	身体障害1～6級、聴覚または音声言語機能の著しい障害を有する者(児)、学齡児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	6年	聴覚障害を有する者(児)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの
	会議用器	38,200	6年	聴覚2～4級、学齡児以上	障害者が容易に使用し得るもの
	携帯用信号装置	20,200	6年	聴覚または音声言語2～3級、学齡児以上	送信機による合図が、視覚、触覚などにより知覚できるもの
	情報・通信支援用具	100,000	6年	上肢または体幹、視覚1～2級、学齡児以上	障害者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフト 実際に試用し、使用による効果が認められる者 日常生活用具判定会に諮ることとする(PC本体、バージョンアップ、運搬、取り付け、調整等の費用は除く)
	人工喉頭(笛式)	5,150	4年	身体障害者手帳の交付を受け、音声言語機能をそう失した者(児)、学齡児以上	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。気管カニューレ付とした場合は、3,255円増しとする。



種目	品目	基準額(円)	耐用年数	対象者	性能
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭 (電動式)	72,203	5年	身体障害者手帳の交付を受け、音声言語機能をそう失した者(児)、学齢児以上	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
	点字図書	一般図書の購入価格相当額	—	視覚障害を有する者、18歳以上	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書
	大活字図書	一人につき年間 200,000	—	視覚障害を有する者	基準額は大活字図書購入費・大活字化費用あわせの額とする。視覚障害者用ポータブルレコーダー等、他の日常生活用具での使用が困難であることが認められ、かつ、他法での補助が受けられない図書であること。学業若しくは就労に関する図書であること。
排泄管理支援用具	ストーマ装具 (消化器系)	8,858 (1ヵ月あたり)	—	直腸1～4級、18歳以上	低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型のラテックス製またはプラスチックフィルム製収納袋。皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。
	ストーマ装具 (泌尿器系)	11,639 (1ヵ月あたり)	—	ぼうこう1～4級、18歳以上	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で、ラテックス製またはプラスチックフィルム製であり、尿処理用のキャップ付のもの。皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。
排泄管理支援用具	収尿器 (男子用)	普通型 7,931 簡易型 5,871	1年	ぼうこう1～4級、18歳以上	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるラテックス製またはゴム製のもの
	収尿器 (女子用)	普通型 8,755 簡易型 6,077	1年		普通型は、耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。簡易型は、ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの。採尿袋20枚を1組とする。
住宅改修	居宅生活動作補助用具	200,000	—	1) 下肢または体幹1～3級・学齢児以上65歳未満 2) 内部障害1～4級で補装具として車いすの交付を受けた者・学齢児以上65歳未満 3) 難病患者等	手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他付帯工事
	中規模改修	641,000	—	1) 下肢または体幹1～2級・学齢児以上65歳未満 2) 内部障害1～4級で補装具として車いすの交付を受けた者・学齢児以上65歳未満 3) 難病患者等	
	屋内移動備設	本体 979,000 設置費 353,000	—	1) 上肢・下肢または体幹1級・学齢児以上 2) 内部障害1～4級で補装具として車いすの交付を受けた者・学齢児以上 3) 難病患者等	
	階段昇降機	直線階段 700,000 曲線階段 1,483,000	—	1) 下肢または体幹1～2級で、補装具としての車いすの交付を受けた者・65歳未満 2) 内部障害1～4級で補装具として車いすの交付を受けた者・65歳未満 3) 難病患者等	

(注) 住宅改修については、再支給することができません



◆ 駐車禁止の対象除外 対象者一覧表

次のいずれかの障害に該当し、手帳の交付を受けている方

種 別		対象となる障害
視覚障害		1級から3級または4級の1
聴覚障害		2級または3級
平衡機能障害		3級
上肢機能障害		1級、2級の1または2級の2
下肢機能障害		1級から4級
体幹機能障害		1級から3級
乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	上肢機能障害	1級または2級（一上肢のみに障害がある場合を除く。）
	移動機能障害	1級から4級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう または直腸、小腸機能障害		1級または3級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級
免疫機能障害		1級から3級までの各級
戦傷病者手帳		上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害、肝臓機 能障害 …特別項症から第3項症までの各項症 視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害 …特別項症から第4項症までの各項症
愛の手帳		1度または2度（3、6、12、18歳に達し たときに更新申請が終了している方）
精神障害者保健福祉手帳		1級（精神通院医療に係る自立支援医療費の 支給を受けている方）
小児慢性疾患児手帳		色素性乾皮症の認定を受けている方

